

# 保育士確保対策強化事業実施要綱

## (趣旨)

**第1条** 保育士確保対策事業（以下「本事業」という。）は、市町村等が実施する取組について支援を行うことで、保育士の新規確保及び離職防止を図り、待機児童解消に必要な保育士を確保することを目的として実施する。

## (定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育士 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4に規定する保育士、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第15条第1項に規定する保育教諭
- (2) 保育士等 保育士並びに沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成29年3月31日規則第18号）附則4に規定する保健師、看護師、准看護師及び同附則8に規定する幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭

## (実施事業)

**第3条** 第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を実施することとし、各事業の実施については、それぞれ別添1から別添4に定めるところによる。

- (1) 保育士試験受験者支援事業 別添1
- (2) 県外保育士誘致支援事業 別添2
- (3) 保育士正規職員雇用支援事業 別添3
- (4) 保育士負担軽減促進事業 別添4

## (実施主体)

**第4条** 前条に掲げる事業の実施主体は、次に定めるとおりとする。

- (1) 保育士試験受験者支援事業 市町村及び一部事務組合
- (2) 県外保育士誘致支援事業 市町村
- (3) 保育士正規雇用化促進事業 市町村
- (4) 保育士負担軽減促進事業 市町村

## (費用)

**第5条** 県は、実施主体に対して、別に定めるところにより事業費の補助を行う。

## (その他)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 保育士試験受験者支援事業

### 1 事業の目的

保育士試験受験者支援事業は、保育士試験（国家戦略特別区域限定保育士試験を含む。以下同じ。）を受けて保育士になろうとする者に対して、実施主体が行う講座に係る費用を補助することで、保育士試験の合格者数を増加させることにより、保育士の新規確保を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

実施主体は、単独又は共同により保育士試験の筆記試験又は実技試験の試験科目に係る講座を直接又は委託により実施するものとする。

### 3 講座の対象者

本事業による講座の対象者は、保育士試験を受験する予定の者で概ね以下のとおりとし、実施主体が定めるものとする。

- (1) 保育所、地域型保育事業所、認可外保育施設等に勤務する保育士以外の者
- (2) 児童福祉関係施設、事業所に勤務する保育士以外の者
- (3) 保育士資格取得後に保育施設で勤務する予定の者

### 4 対象経費

講座実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料とする。なお、複数の市町村により共同実施する場合には、対象経費を各市町村の講座定員で按分する等合理的な方法により算出するものとする。

### 5 その他

- (1) 受講者は、他の保育士試験の講座費用に係る補助金や助成金を併給することはできない。
- (2) 受講者は、保育士試験受験後に結果を実施主体に報告すること。実施主体は、受講者の受験結果を取りまとめ、事業実施年度の翌年度分までを第1号様式により県に報告すること。
- (3) 受講者が、自己の都合により保育士試験を受験しなかった場合、実施主体は、原則として当該受講者を以後の講座の対象外とすること。
- (4) 講座に係る費用のうち、教材等に係る実費相当部分、研修会場までの旅費及び宿泊費等については、受講者が負担するものとする。

## 県外保育士誘致支援事業

### 1 事業の目的

県外保育士誘致支援事業は、本県に県外からの保育人材を呼びよせ、保育士の確保を図り、沖縄県における待機児童解消に資することを目的とする。

### 2 事業の内容

沖縄県が行う保育士・保育所総合支援センターにおける就労支援事業と連携し、県外から県内へ移住し、県内の保育所等で保育士として就業した場合に係る渡航費等の経費を補助する。

### 3 対象施設

児童福祉法第35条第4項の規定により設置された保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園及び同法第3条第1項の規定により認定された認定こども園、児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業所及び同法同条第12項に規定する事業所内保育事業所（ただし、公立を除く。）

### 4 支援の対象者

本事業の対象となる保育士は、次の①及び②の要件に該当（2人以上の世帯の申請の場合は、かつ③の要件にも該当）する者とする。

#### ① 移住等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

##### ア 移住元に関する要件

沖縄県内に移住する直前に沖縄県外に在住していたこと。

##### イ 移住先に関する要件

(ア) 令和4年4月1日から令和5年3月31までの期間に沖縄県内に移住した又は移住する見込みであること。

(イ) 沖縄県内に移住した日（以下「移住日」という。）から1年以上継続して沖縄県内に居住し、就業する意思を有していること。

##### ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他知事が本事業の対象として不適当と認めた者でないこと。

#### ② 就業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間に雇用された者又は同期間中に内定を承諾した者であって令和5年4月1日までに雇用される見込みの者（以下「内定者」という。）であること。

イ 勤務地（内定者にあっては勤務予定地）が沖縄県内に所在すること。

ウ 保育所等の設置者等との直接雇用契約に基づく就業（内定者にあっては就業予定）で、1週間の所定労働時間が20時間以上であること。

エ ウの直接雇用契約に定めがある場合は、当該期間が更新予定を含め1年未満で終了するものではないこと。

オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

### ③ 世帯に関する要件

2人以上の世帯の申請をする場合、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間に移住した又は移住する見込みであること。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではないこと。

## 5 対象経費

県内の保育所等において(2)の者を雇用した場合、申請者((2)③に該当する場合は当該世帯員を含む。)が県外から県内へ移住するために要した費用（渡航費、引っ越し費用等）を市町村又は事業者が負担した経費。

## 6 その他

(1) 市町村は、本事業の支援対象となる者に対して交付に関する報告又は必要に応じて調査を行う。

(2) 知事は本事業の支援対象の者が次の各号のいずれかに該当したときは、市町村に対し、本事業の全額又は一部の返還を請求する。ただし、災害、病気、介護等のやむを得ない事情があるものとして知事が認めた場合はこの限りではない。

① 移住日から1年以上継続して沖縄県に居住しなかったとき。

② 移住日から1年以上継続して沖縄県内の保育所等で保育士として就業しなかったとき。

③ 規則及び本要綱の規定に反し又は該当しなくなったとき。

④ 虚偽の内容で申請したことが判明したとき。

## 保育士正規職員雇用支援事業

### 1 事業の目的

保育士正規職員雇用支援事業は、保育士の正規雇用化を図る事業者を支援することにより、保育士の新規確保及び離職防止を図り、待機児童解消に必要な保育士を確保することを目的として実施する。

### 2 事業の内容

事業年度に非正規雇用の保育士を正規雇用に転換、又は新規に正規雇用する事業者に対し、市町村が定める額を補助する。

### 3 対象施設

- (1) 児童福祉法第35条第4項の規定により設置された保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園及び同法第3条第1項の規定により認定された認定こども園、児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業所及び同法同条第12項に規定する事業所内保育事業所（ただし、公立を除く。）
- (2) 事業年度において正規雇用保育士数が、事業年度の前年度及び過去に「保育士正規雇用化促進事業」を実施した事業年度の4月1日及び3月31日の最大保育士数（ただし、正規雇用保育士に限る。）よりも増加する施設
- (3) 事業年度において新規で開所した施設であって、開所日における保育士の正規雇用率が6割を超える施設

### 4 支援の対象者

本事業の対象となる保育士は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 交付を受けようとする事業者が設置する施設において、正規雇用化される日から起算して1年前の日から当該施設に非正規雇用されていた者であって、事業年度に非正規雇用から正規雇用に転換される者、又は事業年度に新規で正規雇用される者
- (2) 上記3(2)に規定する増加数又は上記3(3)に規定する6割を超える部分に該当する者
- (3) 補助金の交付を受けようとする事業者の役員及び上記3(1)に規定する施設の施設長でない者

### 5 対象経費

- (1) 非正規雇用から正規雇用に転換する場合、正規雇用化に伴い増加した給与、社会保険料等の事業者負担等に係る経費。
- (2) 新規で正規雇用する場合、雇用に要した経費

## 6 事前協議

- (1) 補助金の交付を受けようとする市町村は、知事が別に定める期限までに、事前協議書（第2号様式）及び添付書類を知事に提出しなければならない。
- (2) 知事は、前項の協議書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、第4号様式により補助金交付の内定を通知するものとする。

## 7 内定の辞退

- (1) 前条の内定を受けた市町村は、内定を辞退しようとする場合は、交付要綱第5条に定める期限までに、補助金内定辞退書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。
- (2) 知事は、前項の内定の辞退があった場合又は必要と判断した場合には、前項の内定の内容の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

## 8 その他

- (1) 正規雇用とは、雇用期間の定めのない雇用であって以下の全てを満たすもの
  - ア 1週間の所定労働時間が通常の労働者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条の通常の労働者をいう。以下同じ。）と同程度であること
  - イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険の一般被保険者として雇用すること。
  - ウ 就業規則等に規定する賃金の計算方法及び支給形態、賞与、退職金、定期的な昇給又は昇格等の労働条件が適用されること等長期雇用を前提とした正職員待遇であること。
- (2) 事業年度の3月31日まで正規雇用が継続されなかった者は、交付の対象外とする。
- (3) 本補助金の交付を受けた市町村は、事業完了後2年間、交付の対象となった保育士の雇用状況等を確認しなければならない。
- (4) 市町村は、前項の確認において、補助金の交付を受けた事業者側の都合により当該保育士の正規雇用が継続されていない場合には、以後、当該事業者に対して本補助金の交付決定を行わない等の措置を講じるものとする。
- (5) 正規雇用率とは、公定価格上の基本分単価に含まれる保育士数に占める正規雇用保育士の割合。ただし、本園と分園は一の施設として算出する。

## 保育士負担軽減促進事業

### 1 事業の目的

保育士負担軽減促進事業は、保育所等に年休、休憩、産休等代替保育士を配置することで保育士等の負担軽減を図ることにより処遇改善を図り、保育士の離職防止及び就職促進を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (年休取得)

補助金の交付を受けようとする事業者は、対象施設における保育士等の年休取得日数を増加させるために、令和4年4月1日以降に新規で年休代替保育士を雇用するものとする。ただし、知事が認めた場合に限りこれによらない。

#### (休憩取得)

補助金の交付を受けようとする事業者は、対象施設における保育士等の適切な休憩時間を確保するために、令和4年4月1日以降に新規で休憩保育士を雇用するものとする。ただし、知事が認めた場合に限りこれによらない。

#### (産休取得)

補助金の交付を受けようとする事業者は、対象施設における保育士等の適切な産休等取得を確保するために、令和4年4月1日以降に新規で産休等代替保育士を雇用するものとする。ただし、知事が認めた場合に限りこれによらない。

### 3 対象施設

対象施設は、次に定める施設であって、事業年度の前年度までに県内で事業を開始した施設とする。

- (1) 保育所
- (2) 認定こども園
- (3) 小規模保育事業所（A型）
- (4) 事業所内保育事業所（保育士割合が10/10の給付を受ける事業所のみ）

### 4 事業の要件

#### (年休取得)

- (1) 本事業における年休とは、労働基準法第39条に規定する年次有給休暇及び同趣旨の有給休暇をいう。（産前産後休暇、育児休暇、台風等災害による閉園に伴う休暇等を除く。）
- (2) 事業者は、対象施設毎に、保育士等の年休取得日数を事業年度の前年度（以下「基

「準年度」という。)における年休取得日数(以下「基準日数」という。)に比較して増加させなければならない。

- (3) (2)の年休取得日数は、保育士等が取得した年休日数の合計とする。
- (4) 以下に掲げる施設については、基準日数をそれぞれ以下の方法等により適切に計算し、交付申請書に当該計算書を添付すること。
  - ア 開園日が事業年度の前年度である施設  
職員に年休が付与された後の取得日数を年換算して基準日数とする。
  - イ 事業年度に定員の増により雇用保育士数が増になった施設  
基準年度の年休取得日数に保育士等の増の割合を乗じた日数を基準日数とする。
  - ウ 事業を継続して実施する施設  
事業初年度の前年度以降の年休取得日数の平均を基準日数とする。
- (5) 年休代替保育士は、保育士等とする。
- (6) 事業者は、事業の申請手続きにおいて、基準年度及び事業年度の年休取得日数が確認できる証拠書類を提出する必要があること。
- (7) 事業期間中の労働基準法等関係法令の違反等、本事業の趣旨を損なう事実が確認された場合には、当該事業期間における補助金の受給はできること。また、既に交付を受けた補助金は遡って返還の対象となること。
- (8) 本園と分園は一つの施設として、年休取得日数等を計算すること。
- (9) 年休代替保育士の勤務形態が短時間の場合は、総勤務時間数を8時間で除した時間を総勤務日数とすること。

#### (休憩取得)

本事業により配置する休憩保育士は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 保育士等であること。
- (2) 勤務時間が日6時間以下かつ週30時間以下であること。
- (3) 勤務時間帯が、保育士等の昼間の休憩時間帯を含むこと。
- (4) 公定価格上の基本分単価に含まれる保育士数を上回る配置であること。

#### (産休取得)

本事業により配置する休憩保育士は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 保育士等であること。ただし、資格を有する者が得られない特別な理由があると知事が認定した場合は、児童等の保育に従事したことがある者又は保育士試験の一部に合格した者等、児童等の保育に値打ちを有し、かつ、心身ともに健全な者と知事が認定した場合はその限りではない。

### 5 対象経費

本事業の対象経費は、事業期間中の年休、休憩、産休等代替保育士の給料及び各種手当(期末手当含む。)の合計額とし、社会保険料等は含まない。

### 6 その他

### (年休)

- (1) 年休代替保育士は、各施設1名（短時間勤務の場合は2名）までの配置とする。
- (2) 年休代替保育士をクラス担当に配置し、別の保育士を年休代替担当の保育士としても差し支えないこと。この場合であっても、補助額等はクラス担当に配置した年休代替保育士の勤務日数等により算出することとする。
- (3) 事業者は、本事業の実施による年休取得促進に加え、保育士等に必要な研修受講を促進し、離職防止に努めるとともに、施設の管理者等に県や関係機関が実施する研修を積極的に受講させ、保育所等の働きやすい環境整備に努め、事業終了後においても本事業で整えた環境が維持されるよう努めなければならない。

### (休憩)

- (1) 本事業における休憩とは、労働基準法第34条に規定する休憩をいい、1日の労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間とする。
- (2) 本事業により配置する休憩保育士は、次表の配置人数を上限とする。

定員 (認定こども園においては、2号・3号定員)	配置人数
59人未満	1人
60人以上90人未満	2人
90人以上	3人

- (3) 休憩保育士は、業務報告書（第7号様式）を作成し、実施主体に報告すること。
- (4) 事業期間中の労働基準法等関係法令の違反等、本事業の趣旨を損なう事実が確認された場合には、当該事業期間における補助金の受給はできること。また、既に交付を受けた補助金は遡って返還の対象となること。
- (5) 事業者は、事業終了後においても本事業で整えた労働環境を維持するよう努めること。

### (産休)

- (1) 産休の場合、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から産後16週間を経過する日までの期間
- (2) 病休の場合、病気休暇を開始して30日を経過した日から起算して60日を経過する日までの期間内において、その職員が病気休暇を継続する期間
- (3) 市町村長は産休等代替職員を任用しようとする日の一週間前の日までに保育士負担軽減促進事業（産休取得）承認報告書（第8号様式）を知事に提出するものとする。ただし、知事が認めた場合に限りこれによらない。
- (4) 市町村長は、産休等代替職員が次の要件に該当するときは、保育士負担軽減促進事業（産休取得）変更承認報告書（様式第10号）に必要な書類を添えて、速やかに知事に提出するものとする。

- ア 産休等代替職員を変更する場合
  - イ 産休等代替職員の任用期間に変更がある場合
- (5) 市町村長は、産休等代替職員の任用期間中に当該産休等代替職員との間に雇用関係がなくなったとき、若しくは産休等対象保育士が就業したときは、保育士負担軽減促進事業（産休取得）中止報告書（第12号様式）を添えて、速やかに知事に提出するものとする。この場合において、知事はその事実があった日を以て、報告を取り消すものとする。